



## 令和5年吉野川市成人式(仮称) 日程についてお知らせ

令和5年成人式(仮称) 日程

と き 令和5年1月3日(火)

午前11時開式(午前10時受付開始)  
《予定》

ところ 吉野川市鴨島公民館《予定》

対象者 平成14年4月2日から

平成15年4月1日までに生まれた方

※対象者には、令和4年10月中旬に案内を発送します。また、吉野川市から転出された方で、本市成人式に出席を希望する場合は生涯学習課までご連絡ください。

詳しくは、吉野川市ホームページをご覧ください。今後の予定は、吉野川市ホームページや広報よしのがわ10月号に掲載を予定しています。

## 令和5年成人式(仮称) 実行委員会の委員募集

令和5年吉野川市成人式を中心となって企画・運営する実行委員を募集します。

募集人数 10人程度

募集期間 7月22日(金)まで

応募要件 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方で、成人式実行委員会(お盆・年末など、2～3回程度開催予定)に出席できる方



問い合わせ 生涯学習課  
申し込み ☎ 22-2271 FAX 22-2270 Eメール s-gakushuu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

## 本人通知制度をご存じですか？

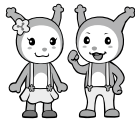
「本人通知制度」とは、事前に登録している方に、住民票の写しや戸籍などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合、交付した事実を本人に書面で通知する制度です。

この制度は、住民票の写しなどの不正請求の抑止および不正取得による個人の権利侵害の防止を目的としています。制度を利用するためには、事前登録が必要です。

※代理人や第三者への住民票の写しなどの交付を拒否したり、交付の可否を問い合わせる制度はありません。また、通知内容に請求者の氏名や住所などの個人情報は記載されません。

登録できる方 本市に住民登録(削除された住民票を含む)または本籍(除かれた戸籍を含む)がある方

登録方法および登録に必要なものなど、詳しくは問い合わせください。



問い合わせ 市民課  
☎ 22-2210 FAX 22-2245

## 「菊づくり」参加者募集

鴨島菊友会は、吉野川市の花「菊」を吉野川市内外に広めるために活動しており、一緒に菊づくりをする方を募集しています。

鴨島菊友会で育てた菊鉢については、菊人形・菊花展、四国菊花品評会に出展しています。

初めての方も大歓迎です。

興味のある方は下記の問い合わせ先までご連絡ください。



鴨島菊友会事務局  
(吉野川商工会議所内)  
問い合わせ ☎ 24-2274 FAX 24-2288

## 児童手当現況届の提出についてのお知らせ

毎年6月に提出していた現況届が原則不要となりますが、提出が必要な対象者には現況届を送付しています。案内が届いた方は6月中に必ず提出してください。

### 提出が必要な方

- ・児童または配偶者の住民票が吉野川市にない方
- ・離婚協議中などで配偶者と別居中の方
- ・施設等の受給者の方(里親の方など)
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地在吉野川市と異なる方
- ・吉野川市で所得状況等確認できない方
- ・その他、吉野川市から提出の案内があった方

受付期限 6月30日(木)

### 受付場所

子育て支援課(本館1階)または各支所(川島・山川・美郷)

### 手続きに必要なもの

- 現況届(提出が必要な対象者には送付しています)
- 受給者の健康保険被保険者証の写し

### 児童と受給者の住所が異なる場合

- 申立書

※その他必要に応じて別途書類が必要な場合があります。

問い合わせ 子育て支援課  
☎ 22-2266 FAX 22-2245

## 下水道への接続をお願いします

下水道は衛生的で住みよい生活環境の実現をはじめ、川や海の水質保全など、大きな役割を担っています。下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続していない方は、早期の接続をお願いします。

市の下水道工事は「公共ます」まで行いますが、宅内の排水設備は、各家庭、事業所の負担となります。

問い合わせ 下水道課  
☎ 22-2258 FAX 22-2254

## 重度心身障がい者等 医療費受給者認定の更新

対象者には関係書類を送付しています。

受付期限 7月8日(金)まで

手続きに必要なもの

- (更新) 申請書
- 健康保険被保険者証の写し
- 令和4年度(令和3年中)所得課税扶養証明書(※必要な方[令和4年1月2日以降に転入した対象者、配偶者、扶養義務者][市外在住の扶養義務者][住所地特例該当者])
- 介護証明書(身体障害者手帳2級所持者のうち常時介護を要する方)

### ☆自動更新となる方☆

後期高齢者医療被保険者証をお持ちで引き続き該当する方は更新手続きが不要です。8月からの受給者証は7月中に送付します。

問い合わせ 社会福祉課 障がい福祉係  
受け付け ☎ 22-2263 FAX 22-2260

## コンビニ交付サービスの停止のお知らせ

システムメンテナンスのため、次の日程でコンビニ交付サービスを一時停止します。

この期間、対象となるサービスが利用できませんのでご注意ください。

停止期間 6月15日(火) 午後5時30分から  
16日(水) 午前6時30分まで

対象 戸籍全部(個人)事項証明書および戸籍の附票の証明書交付  
マルチコピー機およびインターネットでの本籍地利用登録申請

※住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書の交付サービスはご利用いただけます。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ 市民課  
☎ 22-2210 FAX 22-2245